

横手市農業委員会

令和8年度 第2回

農業委員会総会議事録

令和8年5月15日

## 令和8年度 第2回横手市農業委員会総会議事録

令和8年5月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
5. 報告第3号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	佐藤 保	出	13	高田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	14	近江 清 廣	出
3	佐藤 省 美	出	15		欠
4			16	佐藤 吉 治	出
5		欠	17	高橋 尚 也	出
6	千葉 肇	出	18		欠
7	佐藤 仁	出	19		欠
8	高橋 正 也	出	20		欠
9	佐藤 勇	出	21	武藤 吉 喜	出
10	小笠原 夏 子	出	22	木村 由美子	出
11	新山 武	出	23	堀江 一 彦	出
12	千田 誠 治	出	24	飯野 正 和	出

当日の欠席委員

5番 佐々木 一 誠 委員  
 15番 高橋 馨 委員  
 18番 小松田 英 人 委員  
 19番 高橋 康 弘 委員  
 20番 丹波 賢太郎 委員

## 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	佐々木 亮
増田地域局	農委事務局副主幹	高 橋 慎
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真紀子
十文字地域局	農委事務局参事	織 田 秀 介
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
大雄地域局	農委事務局主査	大 沼 美奈子

議長	<p>本日の出席者数は 18 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 2 回横手市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、当職より 8 番 高橋 正也 委員 9 番 佐藤 勇 委員 の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>議案審議の前に、前回の議案に関しまして、事務局より報告があります。</p>
事務局	<p>前回、第 1 回総会における議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、全ての案件について許可する旨、決定いただいたところでした。</p> <p>しかし総会終了後、受付番号 73 番の案件について、出し手側の申請人が、総会二日前の 4 月 14 日に亡くなっていたとの情報を得ました。市役所戸籍担当課へ照会し事実であることを確認した後、出し手側のご遺族及び受け手側と連絡を取り事情を説明し、受け手側申請人から取下書を提出いただきました。</p> <p>よって、この 73 番の案件については、許可指令書は交付せずに取り下げ扱いとしたことを報告いたします。</p>
議長	<p>日程 2、「議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p>
議長	<p>はじめに「1 番」と「2 番」については、議席番号 6 番 千葉肇委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号 6 番 千葉肇委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」、「2 番」は、増田地域局管内からの申請です。いずれも、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替え</p>

るものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号1番、2番に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「1番」と「2番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「1番」と「2番」については、許可することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号6番 千葉肇委員 着席)

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く、「3番」から「50番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。「29番」につきましては、申請者からの申し出により取下げされました。議事参与の制限の案件を除く案件は「3番」から「28番」、及び「30番」から「50番」までの、47件です。議案書2ページをご覧ください。

「3番」から議案書3ページの「6番」は、増田地域局管内からの申請です。いずれも、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。

「7番」から「16番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「7番」から議案書4ページの「12番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。議案書5ページの「13番」、「14番」は、借受により、経営規模の拡大をするものです。「15番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「16番」は、農業廃止のため、近隣耕作者へ農地を売り渡すものです。

議案書6ページをご覧ください。「17番」から「25番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「17番」から「20番」は、制度改正に伴い、

相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。議案書7ページの「21番」から「23番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。「24番」から議案書8ページの「25番」は、農業廃止のため、近隣耕作者へ農地を売り渡すものです。

「26番」は、大森地域局管内からの申請です。制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。

「27番」から「42番」は、十文字地域局管内からの申請です。「27番」、「28番」は、自作地相互の交換をするものです。議案書9ページの「30番」から議案書12ページの「41番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。「42番」は、農地中間管理事業による利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。

「43番」、「44番」は、山内地域局管内からの申請です。「43番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。「44番」は、居住予定地に隣接する農地を買い受け、新規に耕作を開始するものです。

「45番」から「50番」は、大雄地域局管内からの申請です。「45番」から議案書14ページの「49番」は、借受により、経営規模の拡大をするものです。「50番」は、買受により、経営規模の拡大をするものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「3番」から「50番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「3番」から「50番」については、許可することに決定いたします。

議長

日程3、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

「1番」は、          地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められているとの理由から、農地法第5条第2項第1号イに規定する「農用地区域内にある農地」と判断されます。

「事業概要」は、借受人は、組合員の農業に係る共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業等を行う法人で、現在、組合員が保有している乾燥機を利用し乾燥調製作業を行っているが、経営規模拡大に伴い、乾燥機を1か所に集約するため乾燥施設の整備と併せて農業用機械格納庫を整備しようと計画するものです。

「土地概要」は、申請地は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は公衆用道路を挟み「田」、南側は「田」、東側は用悪水路を挟み「県道」となっております。

「資金計画」は、借入金と自己資金で対応することと、金融機関からの融資証明書及び残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は汲み取りにより回収します。雨水排水は既存排水路へ放流させる計画です。

「被害防除」は、隣接地に防護柵を設け、周囲への影響が無いようにすることとします。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、「農用地区域内にある農地」であります。横手農業振興地域整備計画の軽微変更により農業用施設を建築しようとするものであり、農地法第5条第2項ただし書きより「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは許可することができる。」とされていること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるといことから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、4月30日、高橋馨委員と事務局で実施しております。

「2番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第46条に規定する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域内」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満である農地であるとの理由から、第2種農地と判断されます。

「事業概要」は、借受人は■■■■で■■■■施設を建築している法人で、当初に事業計画した燃料の数量が増大することが予想され、それに伴う燃料の原材料を保管する場所を確保しなければならなくなり、隣接地をやむを得ず選定したものです。

「土地概要」は、申請地は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■kmに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は「雑種地」、南側・東側は「宅地」となっております。また、一体として利用する農地以外の土地がありますが、利

用に対し、所有者との同意等を得ております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は水路へ放流させる計画です。

「被害防除」は、法面保護により周囲への影響のないようにすることです。

「意見書」は、土地改良区管轄外のため、ありません。

「他法令」については、都市計画法第 29 条による開発行為について事前協議中であり、許可見込みとなっております。

「申請地」は、第 2 種農地であります。事業用地の隣接地に資材置場を確保するということから、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の後段の規定から「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められるときに該当しないと判断されること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、4 月 30 日、高橋馨委員と事務局で実施しております。

「3 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定する「都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）」にある農地であるとの理由から第 3 種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は現在、賃貸共同住宅に夫婦で居住しており、今年の夏頃に子供が誕生する予定で、将来的に手狭となることから、一般住宅を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・西側・南側は「宅地」、東側は「市道」となっております。

「資金計画」は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの住宅ローン事前審査結果のお知らせにより確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は公共下水道を使用。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、建物を敷地中央部に計画し、周囲との緩衝地とし影響のないようにすることです。

「意見書」は、土地改良区管轄外のため、ありません。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第 3 種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、4 月 27 日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

「4 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定する「都市計画

法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域で、申請地北側は「準工業地域及び申請地南側は第一種低層住居専用地域」にある農地であるとの理由から第 3 種農地と判断されます。

「事業概要」は、借受人は貸渡人の子であり、現在、県外に在住しているが、横手市に帰ってくる予定であり、両親の居住地の近所に一般住宅を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は公衆用道路を挟み「宅地」、西側は「田」、東側は「市道」、南側は用排水路を挟み「田」となっております。

「資金計画」は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの事前審査結果回答書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、西側及び北側に緩衝地を設け、通風、日照に影響のないようにするとのことです。

「意見書」は、土地改良区管轄外のため、ありません。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第 3 種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、4 月 27 日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

「5 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第 12 条第 1 号に規定する「おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるとの理由から第 1 種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は■■■■業等を営んでいる株式会社で、現在会社の敷地内にトラック 31 台、バス 3 台及び従業員の自動車を駐車して手狭の状況にあるため、やむを得ず隣接地に会社敷地を拡張し、従業員用駐車場を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・東側は「田」、西側・南側は「宅地」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は水路放流及び自然流下させる計画です。

「被害防除」は、周囲へ影響のないようにするとのことです。

「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。

「他法令」については、盛土規制法は許可済み。横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱について事前協議終了済みです。

「申請地」は、第1種農地であります。従業員用駐車場を確保するため事業敷地を拡張するものであり、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張で拡張に係る部分の敷地面積「1,262 m<sup>2</sup>」が既存の施設の敷地の面積「2,589.8 m<sup>2</sup>」の2分の1を超えないもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、4月23日、佐藤勇委員、武藤吉喜委員、飯野正和委員、松井覚推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

「6番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）」にある農地であるとの理由から第3種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は不動産業を営んでおり、宅地造成3区画を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「市道」、東側・南側・西側は「宅地」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は分譲地購入者が前面道路にある下水道管に接続。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、隣接する農地がないため。影響はないと思われれます。

「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区から、地区外証明が提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第3種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、4月21日、佐々木一誠委員、佐藤吉治委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、「問題ない旨」の回答を得ております。また、「2番」及び「5番」は横手農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外が決定されていることについて確認しております。なお、補足として、「2番」及び「5番」について許可とされた場合には、転用事業が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」第4の1の(6)のエの(イ)に規定する「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

16 番佐藤  
委員

番号 6 番について、恐縮ですが補足ではございませんけれども、現地調査を行った後の現地調査書についてお伺いしたいと思います。

この調査書の項目を見ますと、ただ今説明のあった審査表の項目はすべて含まれています。加えて現地の項目もありますが、番号 6 番については、審査表よりも詳しく記載されております。これにサインすることは、今、事務局から説明のあった審査、これは職員が事前審査を行っていると思いますが、これにサインすることは我々農業委員も事前審査をしたということでサインしたことには変わりないと思います。

現地調査というのは現地を確認しに行く、現地ならではの内容を見ていくと思っています。現場で、金融機関の残高証明書、或いはそこに申請者や事業者が立ち会ってその方たちに法規等に関することや、関係者の反対が無いか、関係者がどこの方は分かりませんが、こんなことはしませんし、書類審査もしていません。書類も見ません。

これを現地調査と言いながら、この事前審査を農業委員が行うこと。農業委員はそういう業務を行うものでしょうか。これは業務関連ですから、これについて議長席に座っている事務局長をお願いします。

議長

はい、事務局お願いします。

16 番佐藤  
委員  
事務局

これは農業委員の業務関連ですので、事務局長をお願いします。

はい、ご質問の……。

16 番佐藤  
委員  
事務局長

業務関連ですから、事務局長にお願いしたい。

ただいまは委員からの補足という部分でございますので、補足の部分をおっしゃっていただければいいのではないかと思います。

審査の内容については、担当の方からお答えをさせていただきます。

事務局

審査ですが、現地調査報告書ということで、こちらから申請書は地域局経由、或いは直接本所にくる場合がございます。

現地調査をお願いするときに申請書のコピーをお渡しします。それをもって、事務局、或いは担当職員の方で報告書を作成いたします。現地調査の際にこのような申請があつて、このような対応がありましたということで、共通認識していただき、現地で、例えばその土地の概要や建築図面と照らし合わせて確認しているということだと思います。

16 番佐藤  
委員

そういうことはしていません、現地を見る、確認すること。書類は、皆さん見ているのでしょうか。地域局の職員からあらかじめ事前の説明を受けて、審査にかかる書類を全部見た上で、現地に行って、そして現地確認をするということをしているのでしょうか。していません。

だから簡単なことです。現地調査書と言いながら、現地確認した以外の項目が、要は審査表と同じ項目が記載されている。これにサインする

ということはいかがなものかと。

要は、これにサインするという事は事前審査をしたことと同じことです。それはおかしいと思います。

運営委員会でもこのような話をしたら、伊藤局長代理は見直しを検討すると、昨年9月に話をされていまして。もう8ヶ月経っているわけでありまして。改善されないで総会で今話ししましたが、現地調査書の左側半分は現地調査ではなく、ざっくり言って右の方だけ、現地調査書の様式を変えてくださった方がよろしいのではないのでしょうか。事前審査は農業委員の業務ではありません。

事務局

ただ今の委員の補足ですが、本案件に係るような内容についての問い合わせではないと考えますが、全体的な話かと思しますので、今の5条案件につきまして切り離して考えるべきことかと存じます。

もしそのようなご意見があるということであれば、今まで合併して約20年経ったわけですが、これまでこの様式で取り扱ってきておりますので、見直すという事であれば、他の様式とも調整を図らなければならないと思いますので、若干検討する時間をいただきたいと思います。

16番佐藤委員

同じことを昨年9月に話していまして。来月から左半分を削除して右側の現地に係る報告だけに様式を改めて現地報告書とするならば、現地調査した内容に沿いますので、それならばサインしてよろしいかと思えます。

残高証明や、申請者や事業者は来ていませんからどうやって期限内に、申請の目的や申請どおり着工するかわかりません。まして、6番の場合は、令和9年2月に完成を予定しています。審査表と違います。期間が違っていれば内容は違うと思いますが、だから最初に言ったとおり補足ではありませんけれども言ったわけです。

この点について、現地調査に沿うような様式に直していただくように思います。事前審査は農業委員の業務ではありません。

以上です。

議長

16番佐藤委員からご意見がありましたので、審査をするとそれから現地調査書の記載の内容について、この後内部で検討させていただきたいと思えます。

サインするという事について、調査をしてないところについて、農業委員が説明を受けてサインをするという形ですが、その辺の部分について、もう少しわかりやすく、責任が明確になる形の調査書の出し方があるか検討して工夫していきたいと思えます。

この案件については、後日運営委員会等で話をすることでよろしいでしょうか。

16番佐藤委員

そうですね。議長が一番よくお分かりのようですからそのようにしていただきたいと思えます。

議長

他に補足等ございませんか。

	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
6 番千葉委員	番号 1 番について、地域内の乾燥施設をここに集めて新しい建物を建てるということですが、法人で実施するというので、国県の補助対象となっているのか、どれくらいの田の面積を予定しているのか、参考までに教えてください。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	補助金については、今回の資金計画では自己資金及び融資証明書をいただいております。補助金を使うかどうかについては確認しておりません。面積については、今年の契約面積が 39.5ha となっております。将来的には 10 年、15 年後に 60ha に拡大する計画のようです。
6 番千葉委員	現在計画している乾燥施設は 60ha に対応できる施設ということでしょうか。
事務局	現在組合員が使用している乾燥機を集約する計画で、将来的には乾燥機の導入についても考えているとは思いますが、今の転用計画につきましては、そこまでの計画は出ておりません。
6 番千葉委員	60ha に対応した施設ではないということですか。
事務局	現在乾燥機 4 台は使用したいという計画です。
6 番千葉委員	はい、わかりました。
議長	他にご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 5 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 5 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。

議長

はじめに「整理番号 925 番」、「整理番号 1030 番」、「整理番号 1037 番」、「整理番号 1068 番」は、議席番号 21 番 武藤吉喜委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 21 番 武藤吉喜委員 一時退席)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。権利設定です。

議案書 29 ページの「整理番号 925 番」、議案書 40 ページの「整理番号 1030 番」、議案書 41 ページの「整理番号 1037 番」、議案書 45 ページの「整理番号 1068 番」の 4 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 6 月 30 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 925 番」、「整理番号 1030 番」、「整理番号 1037 番」、「整理番号 1068 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 925 番」、「整理番号 1030 番」、「整理番号 1037 番」、「整理番号 1068 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 21 番 武藤吉喜委員 着席)

議長

次に、「整理番号 1019 番」は、議席番号 3 番 佐藤省美委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 3 番 佐藤省美委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号 1019 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。権利設定です。

議案書 39 ページの「整理番号 1019 番」は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 6 月 30 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定となっています。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1019 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 1019 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 3 番 佐藤省美委員 着席)

議長

次に、「整理番号 1020 番」は、議席番号 23 番 堀江一彦委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 23 番 堀江一彦委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号 1020 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。権利設定です。

議案書 39 ページの「整理番号 1020 番」は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 6 月 30 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定となっています。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1020 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 1020 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 23 番 堀江一彦委員 着席)

議長

次に、「整理番号 1041 番」は、議席番号 22 番 木村由美子委員の同居の親族の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 22 番 木村由美子委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号 1020 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。権利設定です。

議案書 42 ページの「整理番号 1041 番」は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 6 月 30 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定となっています。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1041 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 1041 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 22 番 木村由美子委員 着席)

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 886 番」から「整理番号 1109 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。はじめに所有権移転です。

議案書 24 ページの「整理番号 886 番」から、「整理番号 893 番」の 8 件は、令和 8 年 6 月 30 日付けの県公告により、秋田県農業公社が出し手から農地を買い入れるものです。令和 8 年 7 月総会以降に受け手へ売り渡す予定です。議案書 24 ページの「整理番号 894 番」から、議案書 25 ページの「整理番号 895 番」の 2 件は、秋田県農業公社が出し手から買い入れしていた農地を、令和 8 年 6 月 30 日付けの県公告により、受け手へ売り渡すものです。

次に権利設定です。議事参与の制限の案件を除く、議案書 26 ページの「整理番号 896 番」から、議案書 46 ページの「整理番号 1080 番」の 178 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 6 月 30 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定です。

なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 6 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転です。現在の受け手から新たな受け手へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 47 ページの「整理番号 1081 番」から、議案書 50 ページの「整理番号 1109 番」の 29 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 6 月 30 日付の県公告により新たな受け手へ貸し付ける予定です。

なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。

また、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 886 番」から「整理番号 1109 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 886 番」から「整理番号 1109 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 6 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

議長

日程 5、「報告第 3 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案書 52 ページをお開き下さい。報告件数は 8 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、■■■■から■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、北側は「宅地」、西側は「法定外水路」、東側は「市道」、南側は用悪水路を挟み「宅地」となっています。

「土地の状況」は、平成 6 年頃に■■■■道路工事に伴う土捨場として利用されることになり、県事業ということで何ら問題ないと考え、農地転用許可が必要とは知らなかったとのことで、現在は敷地内の残土は排除されているが全体的に砂利等が見受けられ、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、4 月 9 日、佐々木由紀子委員、高橋尚也委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、4 月 10 日付けで記載のとおり報告しております。

「2 番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、北側は「畑」、西側は「田」、東側は「宅地」、南側は「市道」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き父が昭和 51 年頃に農地転用許可申請の手続きを失念したまま、居宅及び車庫兼農作業小屋を建築したとのことで、現在も同様に利用されていることから農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、4 月 9 日、佐々木由紀子委員、高橋尚也委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、4 月 13 日付けで記載のとおり報告しております。

「3 番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■kmに位置しております。隣接地との状況は、北側は「県道」、西側は「市道」、東側・南側は「雑種地」となっています。

「土地の状況」は、申請者が相続登記をした際、所在不明の土地があり調べたところ、亡き父が農業委員会の許可を得ないまま他人に農地を売買契約し、農地以外の■■■■センターとして利用していることが判明したとのことで、現在も同様に利用されていることから農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、4月22日、佐藤省美委員、高橋尚也委員、日野清和推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、4月22日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、西側は「公衆用道路」、北側・東側・南側は「宅地」となっています。

「土地の状況」は、申請者の姉に当たる方が、昭和48年12月に農地法第5条許可を受け住宅を建築したが、地目変更登記をしなかったようだとこのことで、現在も同様に管理されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、4月8日、千葉肇委員、千田誠治委員、佐藤正人推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、4月10日付けで記載のとおり報告しております。

「5番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置しております。隣接地との状況は、北側・西側・南側は「宅地」、東側は「国道」となっています。

「土地の状況」は、申請者は県外在住で、申請者の母が平成26年頃まで畑として使用していたが平成27年に施設入所し、その後は管理しておらず隣接の宅地と一体となっており、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、4月9日、武藤吉喜委員、飯野正和委員、佐藤秀昭推進委員、松井覚推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、4月13日付けで記載のとおり報告しております。

「6番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は「法定外道路」を挟み「田」、南側は「田」、東側は用悪水路を挟み「田」となっています。

「土地の状況」は、申請者が近隣の親族に確認したところ、■■■■番2については昭和25年頃には申請者の両親の家が建っていたとのこと。

■■■■番については同時期には土盛りされていたとのこと、現在は住宅を解体し更地となっているものの、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、4月16日、佐藤勇委員、武藤吉喜委員、飯野正和委員、松井覚推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、4月20日付けで記載のとおり報告しております。

「7番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、北側は「宅地」、西側は「宅地」及び「田」、

東側は田を挟み「市道」、南側は「市道」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き祖父が昭和35年頃に農地法の許可を得ずに■■■■を建築し、その後も物置を建築するなど宅地として一体的に使用してきたとのことで、現在は■■■■の一部を解体し、車庫及び物置として使用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、4月15日、佐藤保委員、近江清廣委員、木村由美子委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、4月20日付けで記載のとおり報告しております。

「8番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■kmに位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は「田」、東側・南側は「市道」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き父が昭和53年4月に農地法第4条の許可を受け、■■■■を建築したが、地目変更登記をしなかったようだとことから、現在は■■■■を解体し周辺には残骸が残っていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、4月20日、佐藤保委員、近江清廣委員、伊藤美緒推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、4月21日付けで記載のとおり報告しております。報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第3号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第2回総会を閉会します。  
ご協力ありがとうございました。

(11時00分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和8年5月15日

議 長 飯 野 正 和 \_\_\_\_\_

署名委員 高 橋 正 也 \_\_\_\_\_

署名委員 佐 藤 勇 \_\_\_\_\_